大切な命を交通事故で失わないために

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

県内における平成31年1月から令和元年12月までの交通事故死者数は129人で、昨年と比較して46人減少し、全国ワースト8位となっています(概数)。

市内でも10月に死亡事故が発生するなど、悲惨な交通事故は日々至るところで発生しています。

ドライバーの安全不確認や歩行者の飛び出しなど、交通事故に何らかの過失が存在する以上、その事故は必ず防ぐことができたものです。

私たちの住むまちで悲しい交通事故が起きないよう、もう一度交通安全を考えてみませんか?

「ながら運転」厳罰化

昨年中に発生した交通死亡事故原因のうち、ドライバーの脇見運転は、全体の約12%を占めています(概数)。脇見運転の中でも、スマートフォンの使用などの「ながら運転」をきっかけに起きる事故が増加しています。

運転中、つい通知が気になってSNSやメールをチェックしてしまったり、通話やゲームをしながら運転したりしていませんか?

昨年12月1日から道路交通法が改正され、「ながら運転」が厳罰化されました。

携帯電話使用等(保持) 運転中にスマートフォンなどを使用し、通話や画面注視する行為



改正前

罰 則 5万円以下の罰金

違反点 1点

反則金 大型 7千円

普通 6千円二輪 6千円原付 5千円

改正後

罰 則 6か月以下の懲役または **10万円**以下の罰金

違反点 3点

反則金 大型 2万5千円

普通 **1万8千円** 二輪 **1万5千円** 原付 **1万2千円**

携帯電話使用等(交通の危険)

運転中にスマートフォンなどを使用し、通話や画面注視 (保持・非保持) をして 交通事故を起こすなど、交通の危険を生じさせる行為



改正前

罰 則 3か月以下の懲役または

5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 大型 1万2千円

普通9千円二輪7千円原付6千円

改正後

罰 則 1年以下の懲役または

30万円以下の罰金

違反点 6点(免許停止)

反則金 対象外となり刑事手続

携帯電話を使用するなどして起きた事故は、使用しない場合に比べて、死亡事故になる確率が約2.1倍にもなります(平成30年警察庁資料)。自分としてはほんの一瞬のつもりでも、走行中、その一瞬で車が進む距離は、決して短いものではありません。危険に気付いたときにはブレーキが間に合わず、スピードを保ったまま衝突すれば、重大事故につながります。

急ぎの用事であっても、スマートフォンなどの機器を操作する際は、必ず安全な場所に停車してから使用するように しましょう。運転中はスマートフォンなどを近くに置かないなど、「ながら運転」を絶対にしないよう心掛けてください。

自転車事故をなくそう

自転車乗用中に事故に遭い、亡くなる方が多いだけでなく、近年は自転車側が加害者となる事故も多く、交通ルール を守らない自転車利用が大きな課題となっています。

被害者にも加害者にもならないよう、自転車は正しく利用しましょう。

ヘルメットを着用しましょう

自転車事故死者の負傷部位のうち、最も多いのは頭部で約6割を占めています(平成30年埼玉県資料)。平成30年中の 県内自転車事故死者50人のうち、ヘルメットを着用していた人は一人もいませんでした。ヘルメットさえかぶっていれば、 命を失うという最悪の事態は防げたとされる事故は少なくありません。自転車に乗るときはヘルメットを着用し、自分 で自分の身を守りましょう。

交通ルールを守りましょう

自転車に乗るとき、つい自分ルールで自由に利用していませんか?車を運転しているときは信号を守って青信号を待 つのに、自転車に乗った途端、車が通っていないからいいやと自由に横断してしまう人は、決して珍しくありません。 交通ルールを守らない人がいる限り、交通事故をなくすことはできません。自転車も車両であることを決して忘れず、ルー ルを守って利用しましょう。



~知っているようで意外と知らない?自転車の交通ルール~

- 1 自転車は車道が原則であり、車道の左側を通行する 路側帯や普通自転車専用通行帯を通行する場合も、左側を通行しなければならない。
- 2 自転車が歩道を走ることができるのは、例外である
 - ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体の不自由な人
 - ・道路標識によって通行が認められている場合
 - ・車の通行量が多い、道路工事中であるなど、車道通行に危険が伴い、歩道通行がやむ を得ないと認められる場合

歩道を走ることができる場合でも、歩道は「歩行者優先」であり、車道寄りを徐行する。 歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止しなければならない。

- 3 「止まれ」の標識がある場所では、自転車も一時停止しなければならない 徐行運転ではなく、必ず止まって安全確認を行うこと。
- 4 自転車走行中の、スマートフォンなどを操作する、イヤホンで音楽を聴く、傘を差すな どといった行為は、道路交通法違反である(5万円以下の罰金)
- 5 自転車で歩行者や自転車に衝突してしまったら、必ず警察に通報しなければならない ケガがなければよい、相手が大丈夫だと言えばよい、という判断ではない。

交通安全のために大切なこと

最近では、あおり行為などの危険運転が度々報道されていますが、車の運転中に限らず、歩行中であっても、心の余 裕を失うと、交通事故の危険は一気に高まります。焦りや不安は、歩行中であれば無理な道路横断につながったり、運 転中であれば、スピード超過や信号無視、急な右左折などにつながったりします。時間と心に余裕を持ち、歩行者、自 転車、自動車それぞれが互いに思いやりを持って行動することが、悲惨な交通事故をなくすための大きな一歩となるの です。

交通事故は、被害者だけでなく加害者にとっても、一瞬で幸せな日常を奪う非常に恐ろしいものです。交通事故は一 人ひとりの心掛け次第で必ず未然に防げるということを忘れず、どんなときでも交通ルールを必ず守りましょう。

私たちの住むまちから交通事故をなくすために、まずは自分から交通安全の輪を広げましょう。

市町村交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、県内の加入市町村がその住民の方々を対象に、共同で実施する公的共済制度です。皆さんが会費を出し合い、 交通事故により負傷した会員の方にお見舞金をお支払いする助け合いの制度です。

※ 交通災害共済は、事故を起こしてしまったときに相手方の損害を補償するものではありません。また、県内で加入が義務 化されている自転車保険とも異なります

加入受付 2月3日(月)~ 共済期間 4月1日(水)~令和3年3月31日(水)

年会費 500円

加入申込 今月号に折り込まれた加入申込書に必要事項を記入の上、安心安全推進課、各市民センター、若葉駅前出張所、ま たは郵便局で会費を添えて申し込んでください。

見舞金請求 交通事故によりケガをして見舞金請求を行う場合は、安心安全推進課交通安全·防犯担当にお問い合わせください。

税の申告が始まります

問合先 税務課市民税担当

申告は、郵送または電子申告で

申告会場は、毎年、大変混雑します。郵送または電子申告(e-Tax)をご利用ください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」で作成することができます。画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動計算され、申告書などを作成・印刷し、郵送で提出できます(郵送料は自己負担)。

問合(郵送)先 市・県民税の申告/〒350-2292 (住所不要)鶴ヶ島市税務課市民税担当 確定申告(所得税の申告)/〒350-8666 (川越市並木452-2)川越税務署 ※ 確定申告の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください



申告会場など

会場	受付期間	受付時間	その他
川越税務署	2月17日(月)~3月16日(月) ※ 平日のみ受付。ただし、 2月24日(月)、3月1日(日)は 受付を行います	9時~16時 ※ 8時30分から受付。 混雑時は早めに締め切 ることがあります	確定申告全般の受付。なお、還付申告については随時受付。 問い合わせは、☎235・9411へダイヤル後、自動音声案内に 従い「0」を選択してください。 ※ 駐車場が狭いため、お車での来場はご遠慮ください
鶴ヶ島市役所 (1階ロビー受付)	2月17日(月)〜3月14日(土) ※ 日曜日、振替休日の受付 は行いません	【平日】9時~11時、 13時30分~16時 【土曜日】9時~11時 ※ 開庁時間(8時30分) 前の来庁は、ご遠慮く ださい	市・県民税申告、所得税および復興特別所得税の確定申告 ※ 青色申告、分離所得の確定申告、国外に扶養者のいる方 の確定申告(源泉徴収票に記載済の場合を除く)、初年度の住 宅借入金等特別控除の申告、その他住宅関係の控除に係る確 定申告、損失繰越の確定申告、雑損控除や災害減免法による 減免に係る確定申告、過年分の確定申告などは受け付けでき ません。詳細はお問い合わせください
東市民センター	2月6日(木)、7日(金)	9時30分~11時30分、 13時30分~16時	対象となる申告は、鶴ヶ島市役所と同様です。 ※ 駐車場が狭いため、つるバス・つるワゴンなどをご利用ください ※ 開館時間(9時)前の来館は、ご遠慮ください ※ 東市民センター1日目の午前中は特に混み合います
西市民センター	2月10日(月)		
大橋市民センター	2月13日(木)、14日(金)		

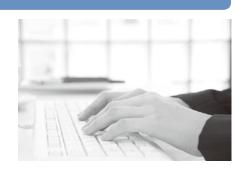
市・県民税の申告が必要な方

令和2年1月1日時点において鶴ヶ島市に住民登録があり、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間において次のいずれかに該当する方。

- (1) 営業、農業、不動産などの所得があった方
- (2) 給与所得者で次に該当する方
 - ・勤務先から市に給与支払報告書の提出がなかった方
 - ・給与所得や公的年金に係る雑所得以外に所得がある方
- (3) 所得控除の申告が必要な方
- (4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している所得のない方または 非課税所得(遺族年金など)のみの方
- (5) 一人世帯で、所得のない方または非課税所得のみの方
- (6) 配偶者の合計所得が1000万円超で、控除対象配偶者とならない方
- (7) 公的年金などの収入が400万円以下で所得税の申告が不要な方のうち、上記の(1)~(6)に該当する方
- ※ 申告がない場合には、金融機関からの借り入れや就学援助制度などに使用する証明書の発行はできません



お待ちいただく時間を短縮するため、申告会場では必要な書類が整っている方から受け付けます。医療費控除やセルフメディケーション税制に係る「明細書」が未作成の場合や、住宅借入金特別控除申告書、事業所得・不動産所得・農業所得の「収支内訳書」が未作成の場合は、税額の計算ができないため、受け付けできませんのでご注意ください。



申告に必要なもの(確定申告と市・県民税申告の共通事項)

(1) 所得の計算に必要な書類

給与・年金所得者/源泉徴収票(原本)、給与明細書や事業主による支払証明書など **その他の所得者**/報酬の支払調書、帳簿書類など(収入金額と必要経費の分かる書類など)

- (2) 本人名義の預貯金口座番号の分かるもの(預貯金通帳・キャッシュカードなど)
- (3) 源泉徴収票に記載されている住所・氏名と現在の住所・氏名が異なる場合は、住民票の写し
- (4) 各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書など(生命保険料・地震保険 料の控除証明書、社会保険料(※)・医療費控除の明細書(領収書は提出不要。ただし5年間の保管 義務あり))
- ※ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、市役所から郵送した「社会保険料 控除明細書(確定申告用)」で対応できます
- (5) 本人確認書類の写し(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、保険証など)
- (6) 番号(マイナンバー)確認書類の写し(マイナンバーカード(裏面)、通知カードなど)
- ※ その他の書類は、申告する内容によって異なります

上記の他に必要なもの

- ・生命保険契約による一時所得またはその他の雑所得のある場合
 - ⇒収入額および必要経費相当額を明らかにする書類
 - ※ 所得額を算出するために必要です
- ・配当所得(総合課税:投資信託による収益の分配)のある場合
 - ⇒投資信託における「株式:債権」の比率および「国内株式:海外株式」の比率を明らかに する書類(特定口座年間取引報告書など) ※ 配当控除額を算出するために必要です



領収書の提出は不要(5年間の保管義務あり)ですが、税務署所定の様式の「明細書」の提出が必要です。

(1) 医療費控除

必要なもの 平成31年・令和元年中に支払った医療費の明細書

(2) セルフメディケーション税制

必要なもの 平成31年・令和元年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の明細書、「一定の取組」を行ったことを明らか にする書類 ※ セルフメディケーション税制は、医療費控除との選択適用であり、申告期限後の変更はで きません。国税庁ホームページでは、シミュレーション(試算)が可能なコーナーの設置が予定されています

上場株式などの配当所得などに係る住民税の課税方式の選択について

特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得金額に係る所得(源泉徴収がある特定口座に係る所得)は、所得税と 異なる課税方式を選択することができます。住民税申告書の備考欄にその旨を記入し、納税通知書発送日前までに提出 してください。(例:配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は源泉分離課税を選択)

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きをした方へ

確定申告または市・県民税申告を行った場合は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効となります。申 告の際は、ふるさと納税に係る寄附金受領証明書を忘れずに持参し、申告してください。

その他の注意事項

- (1) 午前中の早い時間帯は混雑する傾向があります。2月6日(木)・17日(月)の午前中や、3月14日(土)は特に混雑が予 想されます。
- (2) 住民税申告書が郵送された方は、返信用封筒をご活用ください(必要書類の添付をお願いします)。

確定申告などで使用する諸証明の発行

問合先 高齢者福祉課介護保険担当

確定申告および市・県民税申告の控除で、障害者控除対象者認定書などが必要な方は、高齢者福祉課で申請してください。また、 介護保険の一部のサービスは医療費控除の対象となる場合がありますので、川越税務署へお問い合わせください。

障害者控除対象者認定書

65歳以上で要介護1から5の認定を受け、要件に該当する方には、認定書を発行します。

おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師の証明書が必要です。ただし、2年目以降で、要介護などの認定を受け、要件に該 当する方には、医師の証明書の代わりとなる確認書を発行します。



避難行動要支援者名簿の情報提供について

⑤障害福祉サービスを利用し

認定を受けた方

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当、安心安全推進課防災担当

> 災害に備えます。 供の同意調査を行います。 機関などへ提供し、 動要支援者」に対し、 同意された方の名簿のみ 令和2年4月以降に関係 もしもの 名簿提

扱い、災害時における支援以 外の目的には使用しません。 なお、この名簿は適正に取

①身体障害者手帳1・2級の 該当する方

協議会の方へ

③精神障害者保健福祉手帳 ②療育手帳A、 る方は除く) 腎臓機能障害のみで該当す 第1種を所持する方(心臓) Aを所持する

④介護保険で要介護3~5の 単身世帯の方 1・2級を所持する方で、

※これまで作成していた「災 ⑥右記の方以外で、特に支援 害時要援護者名簿」にすで の必要があると認めた方 ている難病の方

地域における避難行動要支

に掲載されている方は、避

お願いします

き、ご協力くださいますよう 重要性についてご理解いただ 援者に対する避難支援などの

に掲載します

難行動要支援者として名簿

や障害のある方など、

災害時 高齢者

令和2年2月より、

に特に支援が必要な「避難行

名簿情報の提供先

会 防災組織⑦地域支え合い協議 員·児童委員⑤自治会⑥自主 市社会福祉協議会④民生委 ①消防機関②警察署③鶴ヶ島

提供する名簿情報

自主防災組織、 民生委員·児童委員、自治会、 難支援などを必要とする事由 所または居所⑤電話番号⑥避 ①氏名②生年月日③性別④住 地域支え合い

ます。 任や義務を負うことはありま 援が行えないことも想定され は地域全体が被災し、 のサポートをお願いします。 発生時は情報伝達や安否確 役立てていただくほか、災害 常時は地域での見守り活動へ なお、災害の状況によって 名簿を活用することで、平 避難誘導など、要支援者 そのことで、法的な責 避難支

選挙管理委員と 補充員が決まりました

問合先 都市計画課開発建築担当

メントを実施します。

防犯などに影響を及ぼしま 家などが増えると、 適正に管理されていない空 住環境

直接持参してください。

M271·1190) または

所不要)、

ファクシミリ

送(〒350-2292

すので、素案に対する市民コ 空家等対策計画」を策定しま に推進するため、「鶴ヶ島市 の実績を踏まえ、今後計画的 て取組を行っていますが、そ 本市では、空家対策につい

問合先

までです

任期は、

令和5年12月25日

補充員

内ゥ紺ニ藤ー原は藤ー田た成な 野ℴ野ℴ田た田だ田た嶋ォ瀬セ

常子さん 浩三さん 昭さん

嗣敬さん 修博さん

選挙管理委員会

空家等対策計画(案)へのご意見を募集します

2月3日川~3月3日火

提出方法

意見を記入し、 ヘメール (10600010@city tsurugashima.lg.jp) 住所、 氏名、 都市計画課 電話番 号

じめご了承ください。

ました。

が行われ、

次のとおり就任し

選挙管理委員と補充員の選挙 第4回鶴ヶ島市議会定例会で

任期満了に伴い、令和元年

委員長

瀧きしま

朗さん

委員長職務代理

一さん

閲覧方法

のほか、市役所、女性センタ 各市民センター、中央図書館 で閲覧できます。 計画案は、市ホームページ 市民活動推進センター、

意見の取扱い

回答はしませんので、 氏名などは公表しません)。 は、後日公表します(住所や それに対する市の考え方など いただいた意見の内容と、 個々の意見に対する

令和2年度 就学援助の申請受付

問合先 学校教育課学務担当

学困難な方を対象に、学用品 などを援助します。 る家庭で、経済的な理由で就 学校給食費、修学旅行費

小中学校へ通う子どものい

はまる方 次のいずれかの条件にあて

①収入が少なく経済的にお困 の方 りの方で認定基準の範囲内

③市民税が減免または非課税 ②生活保護が停止または廃止 となった方

④国民年金保険料または国民 健康保険税が減免または猶 となった方

⑤児童扶養手当を受けている 予された方

申請に必要なもの

②同居している方で収入があ ①申請書(学校教育課で配布) 書類(運転免許証など) れる方の身分を証明できる る方全員のマイナンバー (通知)カードと窓口に来ら

申請先

振込先が分かるもの キャッシュカード

④国民年金保険料が免除また

は猶予されている方、児童

てください。 必ず申請し 望する方も 引き続き希 要ですので、

⑤市外に住民登録のある方は、 住民票(世帯主と続柄が記 をご提示いただくか、コピ 扶養手当を受給されている ーを添付してください。 証書、決定通知など

1 通 載された世帯全員の写し

受付期限

ださい 令和2年3月31日伙まで 余裕をもって申請してく

すが、援助の対象は、申請 月以降も申請を受け付けま となった場合、援助の対象 は4月からとなります。 した月の翌月からとなりま 期間内に申請をされ認定

ださい 要な方は必ず申告をしてく ませんので、税の申告が必 未申告ですと審査ができ

都市計画道路の

を変更しました。

ただし、市民税課税者と同 一生計・扶養親族、生活保

都市計画課都市計画担当

「プレミアム付商品券」の使用はお早めに

その他

学校教育課学務担当

この制度は毎年度申請が必

問合先 福祉政策課プレミアム付商品券担当

対象者

①平成31年1月1日に鶴ヶ島 元年度市民税非課税の方。 市に住民登録があり、

用はできません。また、未使 もできませんのでご注意くだ 用の商品券の換金、払い戻し でです。 購入は、2月28日金まで、 店での利用は、2月29日出ま 期限を過ぎると、購入・利 「プレミアム付商品券」の お

商品券販売場所 市内郵便局(平日9時~17

使用できる店舗

鶴ヶ島市商工会ホームペー

ジにて掲載し

ています。

商工会HP

変更のお知らせ 問合先

> に、共栄一本松線の一部区域 線の全線を廃止するととも

が不要となりましたので、 項の規定に基づく建築の許

松東通り線および

一本松通

示により、都市計画道路一本

道路の区域ではなくなった土

都市計画法第53条第1

この変更に伴い、都市計画

令和元年12月17日付けの告

②平成28年4月2日から令和 元年9月30日までに生まれ 護受給者などは除く。 入引換券を郵送しています た子が属する世帯主の方。 対象者には市役所より購

商品券

ットまで購入可 4000円で販売(1人5セ 1セット5000円分を

転入された方の購入引換券

入引換券を交換してくださ た方は、 交付後に鶴ヶ島市へ転入され 他市区町村で購入引換券を 鶴ヶ島市役所にて購

詐欺には注意を

装った詐欺などにご注意くだ プレミアム付商品券販売を

社会福祉施設と災害時協定を締結しました

問合先 安心安全推進課防災担当

(株)関水金属と包括連携協定を締結しました

問合先 政策推進課政策担当

今後のまちづくりに向けて

鶴ヶ島市と㈱関水金属は、

の活性化と市民サービスの

上につなげていきます。

「包括連携協定」を締結しま

化させて地域の新たな拠点づ 地に隣接する児童公園と一体 ヶ丘地内に新工場などを建設 れる関水金属では、 した。鉄道模型の製造で知ら この協定により、 現在、 新工場敷 鶴

くりを行うなど、 地域の一層

関水金属 鶴士 島市 るゴ

ました。 入れに関する協定」を締結

稲穂の道」は、災害時に配満寿会」、「福忠黎会」、「福忠黎会」、「12月9日、鶴ヶ島市と 12月9日、鶴ヶ島市と 1

(福) (医)

が必要な方(高齢者や障害者

災害時に配

方は、 とおりです。 をお願いすることになります。 が可能な福祉避難所での生活 所や今回の協定に基づき開設 活が困難であると判断され 災害時に指定避難所での 協定を締結した施設は次の 市が開設した福祉避難

会福祉施設への要配慮者の受 を目的に「災害時における社 など) への福祉避難所の開設

ホーム鶴ヶ島ほほえみの郷 折1877 施設鶴ヶ島ケアホー 高倉1059-1 福忠黎会 「特別養護老人 Ż

医満寿会

「介護老人保

人ホームみどりの風鶴 上広谷543-1 稲穂の道 特別養護 か島

農薬は適正に 使用しましょう

国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

なります。

納」ではより割引額が大きく 分を一括で口座振替する

保険年金課国民年金担当 問合先

とができます。

するよりもお得に納付するこ

とにより、 替の早割

国民年金保険料は、

口座振

・前納を利用するこ 毎月納付書で納付

保険料額 振替方法 割引額 (令和元年度) 毎月納付 1万6410円 50円 早割 1万6360円 前納(前払い) 6か月前納 1120円 9万7340円 1年前納 19万2790円 4130円 2年前納 37万9640円 1万5650円

納付をお勧めします。

手続きする場所

早めに手続きをしてくださ

この機会に口座振替での

手続きは2月末日が期限です。

6か月前納 (4月~9月分) の

なお、2年前納、

1年前納

手続きに必要なもの 年金手帳または納付書、 金融機関の届出印

通

関または川越年金事務所

口座振替を希望する金融機

散に十分注意しましょう 意事項を厳守し、 努めましょう。 農薬以外の防除方法を検討. 方法に十分注意し事故防止に ラベルや袋に表示された注 散布量は必要最低限にし、 農薬を使用する際は、 周囲への飛 使用

問合先 産業振興課農政担当

詳細はこちら

委託するなど、責任をもっ 者などに周知を行うととも 農薬廃棄は専門処理業者に 事前に周辺住民や施設利用 風向きに注意しましょう

毎月50円安くなります。 は当月末に引落しすることで は翌月末ですが、 国民年金保険料の納付期限 6か月分、1年分、 「早割」 2 年 さら

和 の 会 れ 会

羽折町自治会

令和元年度鶴ヶ島市表彰式

割原公園里親の会まりはられる場所の園里親の会

北田 豊さん 北田 豊さん

石倉 巧貴さん

一茉央さん

小林 睦弥さん

和奏さん

碧さん

荒木 夢佳さん

、陽音さん 「洋史さん

「優介さん

問合先 秘書広報課秘書担当

式において、

巨

令和元年度鶴ヶ島市表彰

方々へ、表彰状の贈呈を行いました。 市政発展に貢献された

田口 俊雄さん 朝生 三郎さん

社会福祉功労

交通安全・防犯・防災功労 新谷 忠次さん かるべ り え こ かるべ り え こ 大けやきの会

学童見守り隊脚折北部自治会

石田 信子さん 八巻 節子さん

井上 理恵さん

和元年度鶴ヶ島市表彰式

食育ボランティア一汁三菜

鶴ヶ島中学校駅伝部 1 祥子さん

山ゃ 田だ 井上 碧斗さん 南大輔さん 船橋星来さん 竹島 祐人さん 和花さん

栗原悠宇さん

岩崎 千紘さん

栗原 遥大さん 佐々木 航太さん 広瀬 由奈さん

受賞された方々で記念撮影!

鶴ヶ島中学校駅伝部の皆さん

産業功労 ^{ひろしま まさお} たろしま まさお たろしま まさお





つるの里奨励賞

広瀬 和城さん

大竹 隼豪さん 坂脇 憲広さん

13 Tsurugashima 2020.2

オリンピック聖火リレーが鶴ヶ島市にやってきます

(予定)

通過日時

7

月9日休午前中

します。

問合先 オリンピック・パラリンピックプロジェクトチーム

から9日休の3日間で実施さ

【ルート図】 坂戸 市役所 ゴール ヤオコー 坂戸千代田店 ワカバ ウォ<u>,</u>ーク 富士見中央 近隣公園 栄小学校 / 富士見 中学校 通過する道路 (県道39号川越坂戸毛呂山線) 広田橋 交差点

有料広告を募集しています

掲載料金

5000円/月

縦5m×横9・2m

埼玉県内では、

7月7日火

リンピック聖火リレー」 ックに先立って行われる「オ 選ばれました。 過市町村として、 2020年の東京オリンピ 鶴ヶ島市が の通 交差点から坂戸市役所まで やってきます

号川越坂戸毛呂山線(広田橋

礼品のパートナー

-企業を募集

市では、

ふるさと納税の返

しています。

聖火リレーのル

県道

オリンピック聖火リレーが

聖火ランナー募集中! パラリンピック 現在、 埼玉県では、

3048.825.1130 ホームページまたは県聖火ラ は、 とも走りたい!」という方 2月15日出までです。 集しています。 ンナー ンピックの聖火ランナーを募 この機会にご応募くださ 応募方法など詳細は、 -募集コールセンター 募集期間は、 パラリ 「ぜひ 県

月9日に行われる予定です。

鶴ヶ島市は、

3日目の7

ます。

ご迷惑をおかけします

察による交通規制が実施され およびその周辺において、 前後の時間を含め、

ルート上

警

当日は、

聖火リレー通過の

が、ご理解、

ご協力をお願い

詳細はこちら

ふるさと納税返礼品パートナー企業募集中!

返礼品の提供事業者としての

れることにより、

全国的なP

と納税の返礼品として紹介さ

商品および事業者がふるさ

Rとさらなる販路拡大につな

市内に事業所などが所在

がります。

品も募集しています。

産業振興課商工労政担当 問合先

鶴ヶ島市に来て、

遊びや体験

協力事業者としてのメリッ

返礼品は商品だけでなく、

など

を損なうおそれがないこと

をするサービス提供型の返礼

問合先 学校給食センター☎285・6596

掲載基準

「鶴ヶ島市有料広

掲載スペース 以上の応募がある場合は抽選) 和元年度実績。来年度の児童 掲載単位 募集枠 生徒数により変動します) 発行部数 告掲載基準」に基づきます。 告掲載等取扱要綱」 学校給食予定献立表有料広 3枠(同じ月に4枠 毎月5000部(会 1か月単位で受付 A3版縦の下 および

帯に配布されます。 学校に通学する児童生徒の世 に掲載する広告を募集してい 行する「学校給食予定献立表. 学校給食センター 献立表は、 市内の小中 が毎月発

shima.lg.jp) は郵送(〒350-2214太 学校給食センターへ直接また 申込方法 田ヶ谷79-2)、ファクシミリ (∑10800040@city.tsuruga (MX 271·4295),





詳細はこちら

通知を送付します。 決定方法 3月2日 川までに 内容審査後、

市の品位

市税の滞納がないる 商品については、